

所得税、市・県民税の申告期限は3月15日(水)まで

☎ 所得税の確定申告…竜ヶ崎税務署 ☎66-1303、市・県民税の申告…市課税課 ☎内線1243

令和4年分申告の相談・受付

令和4年分(令和4年1月1日から12月31日まで)の所得税の確定申告と、令和5年度(令和4年分)市・県民税の申告の相談・受付をします。

申告期間 **2月16日(木)～3月15日(水)の平日 9:00～15:00**

※番号札は各会場で8時から15時まで配布します。受付人数は30分ごとに制限します。受付状況によっては番号札に記載されている受付時間を過ぎることがあります。

会場 取手勤労青少年体育センター(取手庁舎裏体育館)、藤代庁舎(2月19日(日)のみ)

※2月19日:藤代庁舎、26日:取手勤労青少年体育センター(取手庁舎裏体育館)各日曜日に限り、9時から12時まで受け付けます(右表★参照)。

青色申告などは竜ヶ崎税務署で

以下の所得税の確定申告は、市役所ではできません。竜ヶ崎税務署にご相談ください。

▶青色申告▶損失申告▶雑損控除の申告▶特定支出控除(給与所得)の申告▶譲渡所得の申告(土地建物・株式・ゴルフ会員権など)▶譲渡損失の繰越の申告▶住宅借入金等特別控除(初年度の方)の申告▶準確定申告(4年中に亡くなられた方・申告までの5年間に亡くなられた方の申告)▶令和4年分以外の申告▶海外に扶養親族がいる方の申告▶配当所得の申告(ただし、少額配当で確定申告不要制度を選択した場合は、市・県民税申告が必要となるので市役所で受付します)▶その他、高度な判断を要する申告

所得税の確定申告

令和4年分の所得(各種所得の合計額)と所得税額を計算し、源泉徴収された税額などの過不足を精算する手続きです。

確定申告の必要がない方の例

次に該当する方は確定申告が不要です。

▶公的年金の収入金額が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方▶給与所得だけで年末調整がお済みの方▶給与収入額が103万円以下の方▶所得合計額が48万円以下の方 など

※市・県民税の申告が必要な場合があります。

上記に該当する方でも還付を受ける場合は確定申告が必要です

令和4年中に所得税を源泉徴収されていて、次に該当する方は確定申告で所得税が還付されることがあります。

▶年末調整を受けていない方▶源泉徴収票の記載内容のほかに、医療費控除や扶養控除などの各種所得控除を追加する方 など

1月下旬に確定申告の申告用紙を配置・発送します

配置 竜ヶ崎税務署・市課税課・藤代総合窓口課

※取手支所・取手駅前窓口・戸頭窓口・各公民館などは配置しません。

発送 前年に確定申告をした方には、申告用紙が通知(はがきか封書)が竜ヶ崎税務署から発送される予定です。申告内容によっては発送されない方がいます。

申告に必要な書類など

申告内容によって必要な書類などは異なります。還付を受ける場合は、振込先金融機関の口座番号が分かるものが必要です。

区分	内容
所得金額を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得や公的年金などの源泉徴収票(原本) 個人年金の支払通知(収入金額と必要経費が記載されているもの)、報酬の支払調書 事前作成済みの収支内訳書(事業所得や不動産所得がある方は収入と経費が分かるもの)
各種控除を受けるために必要な証明書・書類	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額通知書(5ページ参照) 社会保険料(国民年金保険料など)控除証明書 生命保険料・地震保険料・(旧)長期損害保険料の控除証明書 医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書※領収書での受け付けはできません。 寄付金の受領証 その他参考となるもの(身体障害者手帳など)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 税務署や市役所から送付された書類(申告用紙やお知らせの通知など) 個人番号(マイナンバー)の分かるものと本人確認書類(運転免許証・源泉徴収票など)

出張受付 申告期間前に所得税の還付申告と市・県民税申告を受け付けます。

日程	会場
1日(水)	福社会館(市民会館隣)
2日(木)	井野公民館
3日(金)	戸頭公民館
7日(火)	小文間公民館
8日(水)	高須公民館
9日(木)・10日(金) 13日(月)・14日(火)	藤代庁舎

申告期間中の受付

日程	会場
16日(木)・17日(金)	取手勤労青少年体育センター(取手庁舎裏体育館)
★19日(日)	藤代庁舎
20日(月)～22日(水) 24日(金)・★26日(日) 27日(月)・28日(火)	取手勤労青少年体育センター(取手庁舎裏体育館)
1日(水)～3日(金) 6日(月)～10日(金) 13日(月)～15日(水)	取手勤労青少年体育センター(取手庁舎裏体育館)

◎37.5度以上の発熱がある方や体調が優れない方は来場を控えてください。新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、相談・受付を中止する場合があります。

市・県民税の申告

市・県民税の申告が必要な方の例

▶所得控除などを追加したい方▶所得がなく誰の扶養にも入っていない方(遺族年金・障害年金・失業保険など非課税所得のみで、誰の扶養にも入っていない方も含む)▶別世帯の誰かの扶養に入っている方▶勤務先から市に給与支払報告書の提出がない方▶上場株式等に係る配当所得等・譲渡所得等の申告で、所得税とは異なる課税方式を選択する方 など

※令和6年度市・県民税申告(令和5年分確定申告)から、上場株式等に係る配当所得等・譲渡所得等は、所得税と異なる課税方式を選択できなくなります。令和5年度市・県民税申告(令和4年分確定申告)までは、異なる課税方式を選択できます。

1月下旬に市・県民税の申告用紙を配置・発送します

配置 市課税課・藤代総合窓口課

※取手支所・取手駅前窓口・戸頭窓口・各公民館などは配置しません。

発送 前年に市・県民税の申告をした方には申告用紙を発送します。

パソコンで市・県民税の申告書を作成できます

市ホームページ(「申告書の作成」で検索)で、申告書の作成や税額の試算ができます。令和5年度(令和4年分)の入力は2月上旬から可能です。

提出方法 郵送:完成した申告書を印刷し、下段の必要書類とともに

〒302-8585 寺田5139 課税課市民税係宛て

※システム上からのデータ送信や、所得税の確定申告書、収支内訳書、分離課税分(譲渡所得など)、3年度(2年分)以前の市・県民税の申告書の作成はできません。



医療費控除の明細書などは必ず事前準備をお願いします

会場では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記書類の作成スペースを設けません。必ず事前に作成の上、持参してください。

- 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
- 営業・農業・不動産などの収支内訳書